

熊市歯発第 91 号
令和4年12月15日

会 員 各 位

熊本市歯科医師会
会長 宮 本 格 尚

熊本市歯科医師弔慰金制度について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、昨今の社会情勢により、会員本人・ご家族のご不幸に際し、家族葬などでの対応が増えてきています。ご家族にとりましては、心痛な状況な中、様々な事柄に対応することは、大変なことと察します。

そこで、本会といたしまして、日頃から本会制度をご理解いただくことが重要と考え、再度、本会制度をお知らせいたします。

これからも、必要がある時に、本会制度をご説明していきたいと考えます。

ご不明な点などございましたら、本会事務局までご連絡ください。

- ・本会定款第11条により定められた「熊本市歯科医師弔慰金制度規則」第5条に関する事項（下記参照）は、会員が受ける権利です。
- ・会員本人・ご家族（下記参照）のご不幸の場合は、本会事務局までご連絡ください。

[参照条文] 熊本市歯科医師弔慰金制度規則

第5条（1）**正会員**死亡の場合、正会員より一人宛1,500円を徴収し、喪主へ弔慰金及び供花（会長名、会員一同）を謹呈する。後日判明した場合は、喪主へ弔慰金及び供花等を謹呈する

（4）**正会員の配偶者及び家族（親子）**が死亡の場合、供花を謹呈する。後日判明した場合は、正会員へ供花等を謹呈する